

大分県議会議長 元 吉 俊 博 殿

政策検討協議会
会長 木 付 親 次



令和5年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び大分県議会会議規則（昭和40年大分県議会規則第1号）第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和5年7月20日に設置されました。

設置期間は令和7年3月31日までとなりますが、令和5年度における協議会としての活動成果を、下記のとおり中間報告します。

記

1 おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例

アドベンチャーツーリズムには、人々の自然や文化を愛し保全する心を醸成し心豊かな人材を育成するとともに、観光・地域振興に活用することで地域に経済的な豊かさをもたらし、人々の生活と密接に関係する地域資源が磨かれ持続可能な地域であり続けることに寄与するなど、様々な期待が寄せられています。

既に、県内各地に面白いアドベンチャーツーリズムの取組が誕生しており、この動きを更に後押しするため、議員提案条例として制定を目指すこととしました。

条例の検討にあたっては、有識者との意見交換、先進地への現地調査及びパブリックコメントによる県民からの意見聴取など約7か月間にわたる検討を経て、協議会の委員全員を提案者として別紙の「おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例」を令和6年第1回定例会に上程し、可決、成立しました。

この条例の制定により、国内外から訪れる旅行者に安全で安心なアドベンチャーツーリズムを提供するとともに、県民が郷土への誇りを高めその魅力を自ら発信する契機とすることで、自然や文化を守りながら、活力にあふれ、経済的にも発展していく持続可能な地域の形成が期待されます。

2 県議会の諸課題

政務活動費や費用弁償旅費について、透明性の確保や向上を基本としつつ議員活動の活発化を図るため、下記のとおり検討項目を設定し、議論を行いました。

(1) 電気自動車の電気代に政務活動費を充当する場合の取扱い

電気自動車はガソリン車とは異なり、現状燃料代を実費で算定することが困難であることから、九州他県議会の状況も踏まえ検討を行ったところですが、多様な意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

しかし、今後も電気自動車の普及が見込まれることから、経費算定の方法などについて引き続き情報収集に努めることとしました。

(2) 政務活動補助職員として会派所属議員の親族を雇用する場合の取扱い

現在、2親等以内の親族及び生計を一にする親族の雇用経費を政務活動費に充当することは認められていません。一方、国会議員の秘書については、65歳以上または配偶者のみが採用できないとなっていることや、人材確保に苦心している現状があることを踏まえ、全国の都道府県議会の状況も参考にしながら検討を行いました。多様な意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

(3) 議会会期中に大分市内に宿泊する場合の取扱い

ア 政務活動費

遠方に居住する議員が、議会会期中に何度も自家用車で県庁まで往復することが身体的負担であるケースを想定した上で、検討を行いました。「大分県政務活動費の交付に関する条例」の別表を改正し、議会会期中に大分市内に宿泊する場合は政務活動を行ったものとみなして宿泊経費の充当を認めることの可否について検討を行いました。多様な意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

イ 費用弁償旅費

「大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例」第8条第2項の規定に基づき、県議会議員が議会の会議又は委員会に出席するため旅行した場合に支給されている旅費について、議会会期中に大分市内に宿泊する場合の取扱いを検討しましたが、多様な意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

令和5年度政策検討協議会 開催経過

- 第1回 開催日：令和5年7月24日（月）
議 題：設置運営要領、副会長選任、検討テーマ、今後のスケジュールの協議
- 第2回 開催日：令和5年8月21日（月）
議 題：本県のアウトドア活動振興の現状・取組等について（執行部説明）
県議会の諸課題について
- 第3回 開催日：令和5年9月25日（月）
議 題：アドベンチャーツーリズムについて
（一般社団法人日本アドベンチャーツーリズム協議会 業務執行理事
株式会社JTB総合研究所 主席研究員 山下 真輝 氏）
県議会の諸課題について

【県外調査の実施（北海道釧路市）：令和5年10月19日（木）～21日（土）】

- 第4回 開催日：令和5年10月30日（月）
議 題：おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例（仮称）骨子案の
検討について
県議会の諸課題について
- 第5回 開催日：令和5年11月9日（木）
議 題：おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例（仮称）素案の検
討について
県議会の諸課題について
- 第6回 開催日：令和5年11月27日（月）
議 題：おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例（仮称）案の検討
について
県議会の諸課題について
- 第7回 開催日：令和5年12月6日（水）
議 題：おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例（仮称）

【パブリックコメントの実施：令和5年12月15日（金）～令和6年1月22日（月）】

- 第8回 開催日：令和6年2月14日（水）
議 題：おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例（仮称）
①パブリックコメント実施結果に対する対応案について
②条例案の決定について
県議会の諸課題について
- 第9回 開催日：令和6年2月26日（月）
議 題：県議会の諸課題について
令和5年度政策検討協議会報告書素案について
- 第10回 開催日：令和6年3月8日（金）
議 題：おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例逐条解説について
令和5年度政策検討協議会報告書について

(令和5年7月20日設置)

政策検討協議会 委員名簿

会 長 (副議長)	木 付 親 次	
副会長	原 田 孝 司	(県 民 ク ラ ブ)
委 員	宮 成 公 一 郎	(自 由 民 主 党)
委 員	阿 部 長 夫	(自 由 民 主 党)
委 員	森 誠 一	(自 由 民 主 党)
委 員	高 橋 肇	(県 民 ク ラ ブ)
委 員	吉 村 哲 彦	(公 明 党)
委 員	猿 渡 久 子	(日 本 共 産 党)
委 員	末 宗 秀 雄	(志 士 の 会)
委 員	佐 藤 之 則	(無 所 属 の 会)
委 員	三 浦 由 紀	(日 本 維 新 の 会)

おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 アドベンチャーツーリズムの推進に関する基本的施策(第七条—第十三条)

附則

大分県は、瀬戸内海・阿蘇くじゅうの二つの国立公園及び耶馬日田英彦山・日豊海岸・祖母傾の三つの国立公園をはじめ、おおいた姫島・おおいた豊後大野の二つの日本ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを有し、山岳や森林、草原、溪谷、河川、海岸、海洋などとても豊かな自然に恵まれ、四季折々の美しい景観の下、ロングトレイルなど自然を活用した観光が根付いている。また、宇佐・国東半島に広がる六郷満山文化をはじめ、様々な歴史文化や温泉利用の文化を育んできた地域であり、自然や文化、アクティビティを体験するアドベンチャーツーリズムの推進において大きな可能性を秘めている。

アドベンチャーツーリズムには、人々の自然や文化を愛し保全する心を醸成し心豊かな人材を育成するとともに、観光・地域振興に活用することで地域に経済的な豊かさをもたらし、人々の生活と密接に関係する地域資源が磨かれ持続可能な地域であり続けることに寄与するなど、様々な期待が寄せられる。

本県は、国内外から訪れる旅行者に安全で安心なアドベンチャーツーリズムを提供するとともに、県民が郷土への誇りを高めその魅力を自ら発信する契機とすることで、自然や文化を守りながら、活力にあふれ、経済的にも発展していく持続可能な地域を形成していくことを希求する。

ここに、県、県民等、ガイド及び事業者の責務や役割を定め、環境整備を図りながらこれらの者が一体となってアドベンチャーツーリズムを推進することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、アドベンチャーツーリズムの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、ガイド及び事業者の役割を明らかにし、並びに県の施策の基本となる事項を定めることにより、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な施策を効果的に実施し、もって人々と自然・文化とのふれあいを通じた豊かな人材の育成、自然・文化の保全及び地域の活力の創造を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 アドベンチャーツーリズム 旅行者が地域の住民と共に地域独自の自然や地域のありのままの文化を体験する旅行形態であって、旅行者に驚きや感動をもたらすものをいう。
- 二 ガイド アドベンチャーツーリズムを体験しようとする旅行者を反復的又は継続的に案内し、解説、技術指導等を行う者をいう。

三 事業者 旅行者に対し、アドベンチャーツーリズムに係るプログラムの提供、ガイドのあっせん等のサービス（以下「サービス」という。）の提供を業として行うものをいう。

（基本理念）

第三条 アドベンチャーツーリズムの推進は、県民が将来にわたり継続して豊かな自然・文化を享受できるよう、人と自然との共生及び持続可能な地域の形成を旨として行われなければならない。

2 アドベンチャーツーリズムの推進は、地域の自然・文化を正しく理解し、保全していくような人材の育成に資するよう行われなければならない。

3 アドベンチャーツーリズムの推進は、恵まれた地域資源を活用して、観光関連産業のみならず様々な産業の振興に資するよう行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、おんせん県おおいた観光振興条例（平成二十七年大分県条例第二十四号）及び同条例第十九条第一項に規定する観光振興基本計画に沿って、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な施策を実施する。

2 県は、国及び市町村、ガイド、事業者、関係機関その他の団体と連携し、前項の施策を効果的に実施するものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民は、アドベンチャーツーリズム推進の意義や必要性についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、自然・文化を保全する心を育み、日常生活においても自然・文化や地域が持続していくよう努めるものとする。

2 アドベンチャーツーリズムを体験しようとする旅行者は、自然・文化を保全するとともに、地域住民の生活、産業活動等に配慮するよう努めるものとする。

（ガイド及び事業者の役割）

第六条 ガイド及び事業者は、基本理念にのっとり、自然・文化を保全し、地域住民の生活、産業活動等に配慮するとともに、安全で質の高いサービスを提供するよう努めるものとする。

2 ガイド及び事業者は、サービスの提供先である旅行者に対し、その者の安全の確保や自然・文化の保全等のために必要な指導を行うよう努めるものとする。

第二章 アドベンチャーツーリズムの推進に関する基本的施策

（県民理解の促進）

第七条 県は、アドベンチャーツーリズムの推進に対する県民の理解を促進するため、情報を提供するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ガイドの育成)

第八条 県は、優れたガイドを育成するため、その資質向上の意欲を高め、かつ、その社会的評価の向上を促進するような制度を構築するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の支援)

第九条 県は、事業者の主体的な取組を推進するため、安全で質の高いサービスの提供や新たなサービスの開発を支援するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第十条 県は、ガイド及び事業者並びに旅行者が自然・文化を保全し、その地域の住民生活、産業活動等に配慮してアドベンチャーツーリズムを提供し、又は体験することができるよう、これらのものに対しルールやマナーの普及啓発をするなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の整備)

第十一条 県は、より多くの旅行者が安全かつ楽しく有意義にアドベンチャーツーリズム体験をすることが可能となるような環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十二条 県は、アドベンチャーツーリズムを着実に推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、アドベンチャーツーリズムの推進に係る施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。